

4月から介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）が始まります！

介護や生活支援を必要とする高齢者や単身生活者、高齢者のみの世帯が増える中、高齢者が住み慣れた地域で生活するためには地域全体で高齢者を支え、高齢者自身も地域や家庭の中で何らかの役割を担うなど、介護予防に努めることが大切になります。そのための仕組みとして、「介護予防・日常生活支援総合事業」が創設されました。

この事業の実施により、これまで全国一律同じ仕組みで提供していた介護予防サービスのうち、介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）と介護予防通所介護（デイサービス）を町の事業として提供することになります。また、既存の介護サービス事業者によるサービスだけではなく、ボランティアや住民が実施する取組も含めた多様な担い手による高齢者の支援体制を地域の中に作っていくことが必要になります。総合事業では、地域住民の皆さんによる高齢者の介護予防活動や生活支援の自主的な取組を応援します。

○総合事業には大きく2つの事業があります

※下図（サービス利用の流れ）の □ 部分

●介護予防・生活支援サービス事業

【対象】要支援1・2の認定を受けた方や、65歳以上で基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方

- ◇訪問型サービス（身体介助、掃除や買い物などの生活援助）
- ◇通所型サービス（運動機能向上、栄養改善、認知症予防、閉じこもり防止）

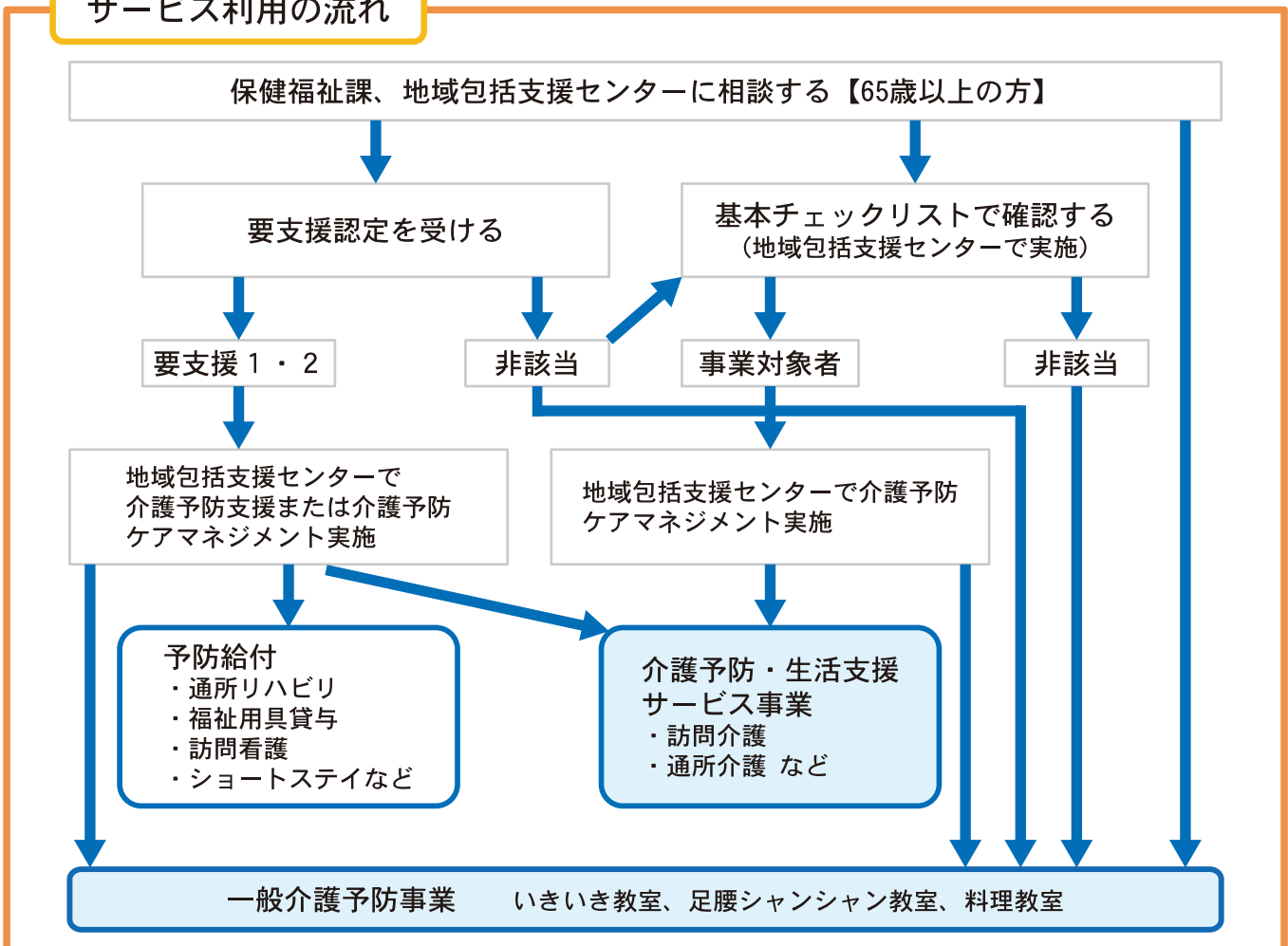
●一般介護予防事業

【対象】65歳以上の全ての方

- ◇いきいき教室（各町の公民館で実施する介護予防教室）
- ◇足腰シャンシャン教室（地域包括支援センターで実施する体操教室）
- ◇料理教室（地域包括支援センターで実施）



サービス利用の流れ



問 地域包括支援センター 電話(81)5511